

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の利用の流れ

65歳以上の方

地域包括支援センターに相談します。

要介護認定を受けます

基本チェックリストを受けます。
※生活状況などについての簡易な質問票

要介護
1~5の方

要支援
1・2の方

非該当の方

生活機能の
低下が
みられた方

自立した
生活が
送れる方

介護保険の介護サービス(要介護1~5の方のサービス)が利用できます。

介護保険の介護予防サービス(要支援1・2の方のサービス)が利用できます。

本人や家族と話し合いケアプランを作成します。
地域包括支援センター(居宅介護支援事業所に委託する場合があります。)が実施します。

要介護認定で要支援1・2の判定を受けた方

基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

介護予防・生活支援サービス事業

が利用できます。

65歳以上のすべての方

一般介護予防事業

が利用できます。

介護予防・日常生活支援総合事業